

国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成支援事業」に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成支援事業」に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成支援事業」に従事する職員就業規則</p> <p style="text-align: center;">平成20年 7月 7日 20経教規則第12号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、科学技術振興調整費による「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「<u>特任教員</u>」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職名) 第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、次の各号のとおりとする。 一 特任教員(アグロイノベーションコーディネーター) 二 特任教員(アグロイノベーション支援室長) 三 特任教員(アグロイノベーション支援室員)</p> <p>(雇用期間) 第3条 <u>特任教員</u>の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に定める<u>特任教員</u>の雇用期間については、採用日から平成25年3月31日までとする。</p> <p>(雇用契約の更新) 第4条 <u>特任教員</u>の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成25年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>(雇用年齢) 第5条 <u>特任教員</u>の雇用は、満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。</p> <p>(給与) 第6条 <u>特任教員</u>の給与は、必要な事項を別に定める。 (所定労働時間)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、科学技術振興調整費による「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「<u>職員</u>」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職名) 第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、次の各号のとおりとする。 一 特任教員(アグロイノベーションコーディネーター) 二 特任教員(アグロイノベーション支援室長) 三 特任教員(アグロイノベーション支援室員) <u>四 アグロイノベーション研究員</u> <u>五 アグロイノベーション研究生</u></p> <p>(雇用期間) 第3条 <u>職員</u>の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に定める<u>職員</u>の雇用期間については、採用日から平成25年3月31日までとする。</p> <p>(雇用契約の更新) 第4条 <u>職員</u>の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成25年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>(雇用年齢) 第5条 <u>職員</u>の雇用は、満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。</p> <p>(給与) 第6条 <u>職員</u>の給与は、必要な事項を別に定める。 (所定労働時間)</p>	

<p>第7条 第2条第1号から第3号までに定める特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第8条 特任教員の退職手当は、これを支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第9条第1項に規定する国家公務員等が、同項に規定する国等の機関の要請に応じて、引き続き特任教員となるため退職し、かつ、引き続いて特任教員となった場合の退職手当については、職員退職手当規程に定めるところによるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 第2条第1号から第3号までに定める特任教員に関し、本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用する。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第7条 第2条第1号から第4号までに定める職員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。</p> <p>2 第2条第5号に定める職員の労働時間は、休憩時間を除き、1日につき4時間、1週間につき20時間の範囲内で、個別に定める。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第8条 職員の退職手当は、これを支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第9条第1項に規定する国家公務員等が、同項に規定する国等の機関の要請に応じて、引き続き特任教員となるため退職し、かつ、引き続いて特任教員となった場合の退職手当については、職員退職手当規程に定めるところによるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 第2条第1号から第3号までに定める職員に関し、本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用する。</p> <p>2 第2条第4号及び第5号に定める職員に関し、本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を準用する。</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
--	---	--

附 則(20経教規則第17号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。